

学生支援課では、みなさんの学生生活をトータルでサポートいたします。

“埼大生”として、生活するうえで知っておいて欲しいこと、気をつけていただきたいことを以下のとおりまとめましたので、必ずお読みください。もしも、トラブルに遭った場合や相談したいことなどございましたら、まずは、学生支援課へ相談ください。

(相談先)

- ・総合窓口 学生生活支援担当 048-858-3944
- ・学生生活全般、その他相談→ なんでも相談室 048-858-9258
https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/soudan/
- ・健康相談 → 保健センター 048-854-5356
<http://www.saitama-u.ac.jp/hoken/hoken/index.html>

1. 交通ルールについて

埼玉大学へ自転車で通学する際には、必ず以下の4点を守ってください。なお、自動車やバイク等で通学する場合は、学生駐車場の駐車許可申請の手続が必要ですので、学生支援課で手続を行ってください。詳しくは学生支援課のホームページを確認してください。

①自転車保険への加入

埼玉県条例では、自転車保険への加入が義務付けられています。



埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyajyourei.html>

②学内に駐輪する自転車への埼玉大学駐輪許可証（ステッカー）の交付

令和6年4月4日及び5日(各日10時～16時)に全学講義棟3号館1階101講義室にて交付しますので、ステッカーを希望する学生は手続を行ってください。参加できない場合は、後日、学生支援課の窓口にて手続を行ってください。

③交通ルールの遵守

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライト点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyagosoku.html>

④迷惑駐輪・自転車放置の禁止

埼玉大学付近の私有地、公道、コンビニ、南与野駅付近の店舗（ベルク、しまむら等）、公共駐輪場等に無断で（長時間）駐輪している学生がおり、お店の方や地域の方の迷惑となっていますので、絶対にやめてください。

2. サークル（学生団体）活動

埼玉大学には、サークル（学生団体）として登録された団体がおおよそ140団体あります。各サークルの情報は、学生支援課のホームページで紹介していますので確認ください。

課外活動団体一覧：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/kagai/ichiran/

・サークル等を装った団体の勧誘に気をつけてください。

サークル活動を装って学生に近づき、宗教活動、政治活動またはマルチ商法等の勧誘があります。本学でも、過去に高額な投資用教材DVDを買わされたという事例がありました。たとえ友人や先輩からの誘いであっても、しっかりと調査し、怪しいと感じた場合には家族や職員へ相談したりして充分注意してください。

学生支援課学生生活支援：https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/seikatsu/

3. お酒の飲み方・20歳未満の飲酒

20歳未満の飲酒は禁止されています。また、学内での飲酒も禁止です。サークルの飲み会や仲間うちで20歳未満の時に飲酒を勧められることもあるかも知れません（一気飲み強要・アルハラ）。そんなときにはきっぱりと断りましょう。飲みすぎると、急性アルコール中毒になる危険性があります。最悪の場合は命を落とすこともあります。悲しい事態にならないためにも、お酒にはくれぐれも注意しましょう。

(参考) 特定非営利活動法人ASK <https://www.ask.or.jp/>



4. アルバイトについて

アルバイトを行う場合には、事前に仕事内容や雇用条件等について求人側と十分に話し合い、納得したうえで仕事内容・雇用条件等が明示された雇用契約書（雇入通知書）を交わし、保管しておくことが大切です。トラブルを事前に回避するためにも、口約束ではなく、必ず書面で契約しましょう。試験期でもシフトの交代を認めてくれないなどのブラックバイトのようなことにならないように契約してください。

学生の皆さんへ

アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

- 1 アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
- 2 バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
- 3 アルバイトでも、残業手当があります
- 4 アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
- 5 アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます
- 6 アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- 7 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ
0120-811-610
月～金：午後5時～午後10時
土・日：午前10時～午後5時

確認めよう！
労働条件。

厚生労働省

アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！

※労働条件とは、「労働契約書に記されている」ということにならないように、会社から契約書など書面をもらい、労働条件をしっかり確認しましょう。特に次の事項については必ず確認しましょう。

- ① 契約期間がいつまでか（労働契約の期間に関する点）
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するかどうか（更新があるか、更新する場合は期間のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の種）
- ④ 勤務時間や休みなどになっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交代制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払の方法、支払日）
- ⑥ 請求の仕方（滞り・遅延・振替に関する点）

バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払われるのが原則！

労働基準法では、バイト代などの賃金について「賃金の支払いは原則」というルールがあります。バイト代は、①通常で、②全額、③労働者へ直接、④毎月支払う、⑤一定の曜日、⑥支払日設定が原則です。また、バイト代などの賃金は労務課係長に「賃金簿」が定められており、これを下回ることはできません。【例にも拘りありません】

労働基準法では、労働者の健康を害する等の保護を目的として特別に、罰則に基いて、罰則として、本来受け得るべき賃金の一部が繰り引かれることがあります（これを繰り引かれます）。

※「労働者（役員）の健康を害する等の保護を目的として特別に繰り引かれます」とはできません。1日の繰り引か賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、繰り引か賃金として認められる場合は、繰り引か賃金が賃金支払期に即する労働（月給制なら月給の半額）の1/2以下でなくてはなりません。

アルバイトでも、残業手当があります

労働基準法では、法定労働時間を超えて残業させる場合は、事主はあらかじめ、労使協定（136（各各））を締結し、所定の労働基準監督署に届け出なければなりません。また、労働者に対しては、割増賃金（労働者）を算出するように定められています。

- ① 1日1時間を超えて残業させる場合は、法定労働時間の5%以上の割増賃金 ※
- ② 1か月に10時間を超えて残業させる場合は、法定労働時間の15%以上の割増賃金 ※

※ 年俸10万円を超える場合は、割増率を15%以上とする。また、労使協定（労使協定）が定められています。

アルバイトでも、条件を満たせば有給休暇が取れます

年次有給休暇とは、あらかじめ定められている日に仕事を休んでも、賃金がもらえる状態のことです。いわゆる「有給」です。このとき、年次有給休暇は、正社員、パート、アルバイトなどの勤務先に関係なく、次の条件を満たせば、取るすることができます。

- ・1年以上または時間400時間以上の勤務をする一方で、
- ・雇われた日からの有給を申請した時、
- ・決められた労働日数の日数以上出勤した時

アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます

正社員、アルバイトなどの働き方に関係なく、また、1日だけの短期のアルバイトも含めて、労災保険の対象です。仕事でケガをした場合、労働者から申請すれば、労災保険が使えます。労災保険は、労災認定を受けることで、ケガで労災認定を受けることを申し出て下さい。原則として労災保険は無料となります。また、仕事でケガがなくても仕事でケガ、バイト代をもらえない場合は、労働基準法があります。

アルバイトでも、会社の都合で自由に解雇することはできません

アルバイトだからといって、簡単に解雇できるものではありません。労働法、会社法は、会社があっても自由に入退社というのではなく、社員の権利を明らかにし、解雇が認められる理由が必須です。

困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

アルバイトをして労働条件が、労働契約で定めた通りではなく、法定労働時間や労働基準法違反などがある「総合労働相談コーナー」に相談ください。相談は無料です。また、夜間・土日の相談は、「労働条件相談ほっとライン」を活用してください。(129.4)

厚生労働省：<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>

・アルバイト情報の提供

アルバイト等の求人情報提供につきましては、学生アルバイト情報ネットワーク事務局運営の「学校公認!! 学生のための安全・安心アルバイト情報サイト」を利用しております。

アルバイト情報提供サイト：<https://www.aines.net/saitama-u/>

・「闇バイト」に注意

大学生を含む若者が、SNS 等の利用を通じていわゆる「闇バイト」に応募し、強盗や特殊詐欺等の犯罪に加担し、逮捕される事案等が報道されています。

こういった事案も踏まえ、いわゆる「闇バイト」等により、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまうことなどが無いよう、十分に注意してください。

総務省「インターネットトラブル事例集（アルバイト応募が招いた犯罪への加担）」

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/stop_trouble/

東京都「特殊詐欺加害防止 特設サイト」

<https://www.kagaiboushi.metro.tokyo.lg.jp/>

5. SNS 等による人権侵害について

昨今、インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮蔑、無責任な噂、特定の個人のプ

プライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

その情報がいったんインターネット上に流出すれば、画像等のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害を受けた人は将来にわたって永く苦しむことになるなど、重大な人権侵害と言わざるを得ません。

加害者にも被害者にもならないために、お互いの人権を尊重した行動を取るよう心掛けてください。

埼玉大学ソーシャルメディアガイドライン

http://www.saitama-u.ac.jp/sns/data/sns_guideline.pdf

内閣府大臣官房政府広報室

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.htm>

6. ひとり暮らし、夜道のひとり歩きは危険（女子学生へ）

治安がいいと言われる日本でも、警視庁の犯罪統計データによると埼玉県は犯罪認知件数は全国ワースト第3位（令和2年度）です。少しの心構えで被害に遭わずにすみますので、以下の留意点を必ず確認してください。

（ひとり暮らし編）

◇見知らぬ人とふたりきりでエレベータに乗らない

降りる階を確認され、階段を使い追いかけてくるケースもあります。

◇出入り時に人がいないか確認

ドアが開く瞬間を狙っている不審者もいます。ひとり暮らしを悟られないように「ただいま」「ってきます」と言いながら出入りする習慣は大切です。

◇帰宅し玄関を開けた時、いつもと違う気配を感じたら家に入らない

人は殺気とか気配を感じるものです。クローゼット・トイレ・浴室に潜んでいることもあります。

◇宅配を装った不審者に注意

宅配業者には安易に解錠してしまうものドアスコップで確認し、「どなたからの荷物ですか」と聞くのが有効です。

◇2F以上の階でも必ず施錠

上階でも雨樋などを伝い簡単に登れます。真夏でも窓は開け放さず、カーテン・鍵は閉めるのが鉄則です。

（夜道のひとり歩き編）

◇ひとりで歩かない

基本です。複数人で歩く、自転車・バス・車等を利用しましょう。

◇22時以降の外出は特に危険

課外活動は、原則夜9時までには終了しましょう。

◇服装に気を配る

過度に露出の多い服装は避けましょう。

◇明るい場所・人通りの多い場所を歩く



